

197 / 年第 82 回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 3月31日(第5日) 午前10時7分開議
午後7時50分散会

2. 出席議員(22名)

1番 伊 佐 徳 次 郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 稻 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安 次 富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 棚 原 盛 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 蔵 清 次 郎

3. 欠席議員(名)

73 ✓

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健 一 郎	助 役 沢 紙 安 一
収 入 役 貝 屋 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商 工 観 光 課 長 棚 原 盛 真	都市課長 新 垣 信 榮
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消 防 長 大 城 仁 幸
固 定 費 用 課 長 武 島 正 孝	

水道部長 仲村春盛 営業課長 奥里将弘
会計課長 天久 実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 庶務係長 照屋 毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第5号) 1971年3月31日(水曜)

日程第1	会期の延長について
日程第2	議案第9号 宜野湾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第11号 宜野湾市消防職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	一般質問について

議 長

出席議員19名、議会は成立いたしました。10時30分
開始。第82回定例会5日目の本会議をこれより
開始します。(午前10時7分)

議 長

日程第1、会期の延長の件を議題といたします。
初諾し致します。今期定例会の会期は本日3日
と議決されたいとあります。議事の都合により会期を
4月31日まで3日間延長したいと思っておりますが
御賛議をされるでしょうか。

(賛議をされたい)

議 長

御賛議をされたいと認めます。さ。い。本会期は4
月3日まで3日間延長することに決まりました。

議 長

休憩いたします(午前10時5分)

再開いたします(午前11時11分)

議 長

29日30日と議会の堂報いたしました。勿論議案
運営委員会に所定をいたしました。日程を和り
消化するに努めたいと云うことは、全部責任は議長にあり
ます。その上で反省を、これよりを度と云うのは
これが私の考えであります。

勿論議会の堂報しては、生後43.00市斤村

しよしん 報告が申しとげます。しかし今日の議員
全体会議を持ちよし。私感ありありの内、今後
の日程が決つた。大変喜ばしくありませう。今後
とも御働きの程お願い致しよし。良識のある議員
の皆さんの議案進捗を進めたいと思ひます。

議 案

日程第2. 議案第9号 崑崙津市職員労働時間
間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例につきは、3月19日の本会議に付し、
総務常任委員会に付託し、審査を終
りし。報告書がよひありませう。一応議事係
長に謝辞を述べしよす。

議 案

休憩 11時14分

再開 11時15分

議 案

日程第4. 議案第11号 崑崙津市消防職員労働
時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正
する条例につきは、総務常任委員会に付託し、
審査を終りし。報告書がよひありませう。一
応本報告書を議事係長に謝辞を述べしよす。

議 案

休憩 11時16分

再開 11時19分

議 文

総務委員長の報告を求めよ。

総務委員長

総務委員会に報告を求めよとの審査の経過については、
 1の報告を申し上げよう。議案第9号及び議案第11号
 については、内容は種類ごとの報告。従来
 冬場に10日は、8時半からの出勤時間と5時と
 11時とを10日と10日とする。その反面夏場に10日
 1日、8時から5時と11時とを10日とする。
 したがって今回の改正案に10日を14年を週1
 半時間短縮、11時から10時半から出勤すると、11時と
 14時との改正の内容はご報告。委員会といたし
 たい。その理由については、審議をしておいたし、
 或は下、近隣の市町村の状況も当面からの資料
 によります。下はご報告。

尚またその問題については、自治労との交渉事
 項のご報告。要結事項については、ご報告
 いたします。問題については、これらに濃
 度と3と3の外職員、例えば早出出勤、と場
 所職員、あるいはその外若干あるご報告
 いたします。その中に対する労務法との関連等
 については、検討してご報告いたします。これ
 については、殆んど調整出来たご報告
 いたします。従ってその外の問題は、ご報告
 いたします。

また若干問題については、本土復帰を東洋
 におきかえたい。その本土法との関連がある
 場合は、本土の制度も、どういった形に
 なるか

白かどうか。そのへんは、若干疑問の英
はあろうかと思ひますが、そのほかは、はつ
きり花明にござります。ただ近隣町並
が、同文に決定されたところ、その要結事項を尊
重するところの立場から要結がある。この結論に
達した次第にござります。

尚、外に疑問の案がござりますらば、所管課に
回答するべく、おたがし。一応報告を終り
たいと思ひます。早くお願ひいたします。

議 決

前案に対する質疑を許します。

議 決

外に質疑の案がござりますらば、質疑を終
りたいと思ひます。所要議ありませぬ。

議 決

所要議ありせんが、質疑を終り、併せて
議決の報告を終ります。

議 決

9号議案に対する討論を求めます。
討論を省略したいと思ひます。所要議ござ
りませぬ。(要議なしの事)

議 決

所要議ありせんが、討論を省略いたし
て、表決に付します。

議 長

議案第9号、宜野湾市職員の勤務時間 休日及
び休暇に関する条例の一部を改正する条例に
ついて、議案に付し可決を要する。

議 長

原案の通り可決するに付、御異議
ございません。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

御異議ございません。原案通り可決する
に付、議案に付し可決を要する。

議 長

11号議案に対する討論を求め可決を要する。

議 長

本議案の可否を討議し、討論を省略するに
付し、議案に付し可決を要する。御異議
ございません。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

御異議ございません。討論を省略するに
付し、議案に付し可決を要する。

議長

議案第11号、岸野湾市消防職員の勤務時間
休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条
例に付し、議決に付す。

議長

原案の通り可決するに御異議ござい
ませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

所異議ございませんか。原案通り可決す
るに決定いたしました。

議長

日程第4、一般質問を議題といたします。

議長

休憩いたします(午前11時25分)

再開いたします(午前11時26分)

議長

11番の次高橋信君から、道路行政に付し
の質問を許す。

11番

私から1番の質問事項に付し、2、3番質問し
たいと思っております。一般質問に付し、3、1、1、おあり

重要視しうい面をおりますけれども、しかしながら
特に一般貨物の重要の時期というものは、決算を
審査する時期、いわゆる3月定例会が最も重要
で、建設的の意向の場合と私は考へておしま
す。と申し上げようとは、既に新年度の予算編成
に對しては、特に市民の声を十分に市政に反
映する使命をお寄せしおらるべきである。私
ども議会は次年度の予算に對しては、市民の考
え方を十分に議会を通じて公的につたえらる
べきであるからいふことは、極めて重要だ
と思つておらる。そのつたえらるる面は一般貨
物、特に今回の定例会に於ける一般貨物を軽
視する。その理解が非常に苦しいところを
おぼしめす。さういふことは、その期間が
とらぬといふ結構だと思つておらる。特に
只今の道路行政に對しては、当面も其次計
画のどよめき努力をしておらる。特に
路面復旧、アスファルト事業に對しては
今年に於ける整備強化が着々と果たされ
ていふ現状を申し上げる場合に、その果たつ
ていふことは、大変高く評価する款をおぼし
めすけれども、反面路面舗装も、特に
重要の本整備、新設並に、現在あると
ころの整備されいふところの刷新、いわゆる
幹線道路、おっしゃる通り、山形市市長就任
に對して着工されるおぼしめすところの
おぼしめす。これは第一果たつていふ、幹線
道路の次年度の刷新とすること、これは
どういふ刷新を、おぼしめすか、おぼしめす

第一は既に三年前に第一期工事といひ完成してしま
 っているところ。第二はバス道路、これが一体
 の第一期工事の完成するかどうか。非常に疑問を
 抱いておられる。これはある程度市長の政治的
 な手腕、能力がある程度期待をしてあげればなら
 んなところ。これは日政援助が出来るかどうか
 我々聞いているけれども、今の状態をどうい
 うかと言うことは、これは大きな問題である。
 是非これは、次第に資金のつぎをいって
 なければならぬ。言うふうに考えられておるが、
 これの延長、これ一体との進捗を進めよう。進め
 ておられる。あるいは又、いつの時点で第一
 期工事が出るかどうか。これは同じに扱わ
 ない。それから5号線沿いの開発、官庁
 地区の開発、今後の市政を重要目標、あ
 りは、市政を着眼すべき問題は、埋立事業
 と、それから5号線の開発以外にはないと思
 っている。それ
 からの面から、今から具体的に都市計画
 を進めたい。言われたことは、再々要請
 をして行くべきである。これは具体的
 化した方がいい。残
 念なことがある。特に最近5号線
 の交通量、これは同様の開発に伴
 っている。5号線の交通事
 情は悪化している。同時に沿線
 の事故多発が目に見えて昇
 っている。これは5
 号線の歩行者と交通事故から守
 りたい。連前から
 も前に5号線の歩道を再々要請
 している。横断歩道と同様の沿
 線の交通安全の交通安全
 である。交通安全を言
 いたい。交通安全を

通商手帳の早急の推進しを仰ぐ。同様に市
 へい通商手帳の進め方の早いことを言うふうなことを
 再三要請をいたすの次、第1号のものをとりか
 け、その中に水が具体化される。或は南條
 貴司氏に對してその程度極端なものをとりか
 け、水が1葉。それから前に我々12名の議員から
 提出したかりきり3の調査資料のついで
 は、当局側と十分話し合ひの場を持ち、或は後
 討のいたすの次、第1号のものをとりか

けい、当局へい通商手帳の資料をとりかき
 なることを大急がしめとりかた、第1号のものを
 次年度のとりかき調査の中、その程度、水が
 とりかき入りかき取りかき、とりかき。水が
 對して非常に関
 心をもち、とりかき取りかき、水が、この市長の
 市政並に考へ方を十分説明していたが、
 以上中葉のこの調査のいたす。

市 長

回答をいたす。第1番の問題に對しては、
 市の第1次調査をしてとりかき人々、第2次調査の
 第1次調査をして進め、早いと仰ぐ。思ひを
 いたす。

第2番のバスター道路の問題は、とりかき
 が、この都計道路のついで、とりかき、
 今度の調査のとりかき。一例を申しあげ
 ます。伊佐理と池の行く。2.1.2 都計道路は、
 水が、とりかき。とりかき。とりかき。とりかき。
 一、今度の道路のとりかき、個人の所有権
 のとりかき。都計道路のとりかき。とりかき。
 とりかき。とりかき。とりかき。とりかき。

課の方へ、順性を決めたし、その他外に排水
とも関連の決まりあり。需要度の高い、或は公費
の多いものから要約的立場から所管の決まりあり
他の決まり解決は行なわれたいと思っております。

11 番

私の意向した各件は得られたい、後
3 回伺い致します。

車次計画や進め方と関係が言えるところ
が、これは当然の事であろう。そのほか
はわかりませんが、是非次年度の予算編成作業
あつた後、又年度の次年度の計画等が既に出来上
つたという現段階では、ある程度車次計画の中
次年度に伺う計画があるものが、十分ありたい
と思っております。これはやはり伺いたい
は、次年度に伺うと3回の道路計画と云うのは
具体的にどう言われるかがあつた。今の
幹線道路にのりかえも。

市長

バハ下。一応都計課長に。

都計課長

所説明申し上げたい。次年度は新城の2.22
階層がございまして、これは約50メートルござい
ますけれども、東は北の用地から徳福病院
も施行する計画はあります。

11 番

これ1件だけです。次年度は。

都市課長

幹線街路工事はこれ1件だけです。

11 番

それからバス。これはつなぎの川は、市史
の考の方をいって、あの周辺の区画整理、区画整理
を前提にして、お考の方に合わせると言うことは
です。既に一期工事終了から、20年経
過してあります。その前の方向の構想は、さし
おつかい甲学校の前を通って、21号線に
あつた。この線と、それから大山の方向
まで1号線に連続する。そういう案が
出た。しかしながら今の市史の説明を聞
くと、これはつなぎが出来たかどうか。

その辺の川も解らぬし、或はそれが二
当分放逐して行くのだから、おれは次
年度の区画整理。おれはつなぎの面も
考えて、おれはつなぎの考へ方
をもう一回おれはつなぎ、もう少し
おれはつなぎの考へ方。

市史

おれはつなぎは、つぎは早く道路を
通して欲しい。おれはつなぎは、おれはつ
なぎの考へ方。おれはつなぎの考へ方。
おれはつなぎの考へ方。おれはつなぎ
の考へ方。おれはつなぎの考へ方。

金が申請にありませんが、次のようにも、
この問題をとりこんで政府の補助金を獲得し
たいと思っております。

II 春

光程、次年度にたいして、2.1.2. = 水を新設する
人だと言ふことがありますが、一本のバス
のことが、先決だと思います。この路は
次を整備したい行くと、もうすぐと車の周回から
道路に乗りこんで行きます。

しかしながら、この先は全然出ることは
できません。その道路の整備、今後の道路の交通量
の増大を考慮して、非常に重要視してやるべき
問題だと、私は思っております。今の状態は
その手放すのは、これはこの路は
次を整備したい行くと、これは大きな問題
にたつておられます。

III 夏

現段階にたいして予算の獲得が
必要で、次年度にたいしては、既に今月の上旬
に政府の方では立法院の上程が決定される
ことがあつております。どうも政府の補助金
の獲得が、単独予算では出来ません。補助金の
獲得に努力したい行くと、この問題は解決出来
ないかとあります。その点にたいしては、どうも
皆様方の力を借りて補助金の獲得に努力し
たいと思っております。

11 番

この申請は取り消す。補助申請は取り消す。政府に対し、かつぎの面をカバーは。

市 長

取り消しありません。

11 番

どういやらりの理由で、どへあり消す。これは必要と認め消す。市長は、かつぎは。

市 長

認め消す。

11 番

認め消すから、この申請は取り消す。補助金も取り消す人だと。補助金申請はまた取り消すと言理由は、人々をさげ消す。

と言うことは、これは全然やらねと言ったから、我々も受けておいて、認め消す。果し今言う様に補助金が出ると言うことを私も承諾し取り消す。もしは、やらねと思ふがあるから、政府に対し早急に補助金申請を消すべきだといふ。

市 長

取り消す通りいふ消す。一応担当課にいたし、どういやらり地域の周知の尚書が履き順位があり、言う意味、政府の補助金

が申請し、早くも取り急ぎと我々は年度内に大体
の補助額、方向性も検討し、一応は出し和
る款をあげます。

II 審

二つの一休他の計画は、この計画にたのし
りです。

都計課長

回答を申し上げたい。長期計画に示す通り、1983
年度は、おっしゃる通り施工出来る理由を申し上げ
たいけれども、第一は軍用地の関係、又軍の施設
内に殆んど路線が通っていないのです。

それから恒久建物もございまして、その場所におい
は、ムツカク路線がございまして、尚懸念が大きいと
言うこと、次年度は是非ございまして。

巾着が18メートル、浦添が500メートルござ
いまして、バイパスを建設したいは、政府
の広域都市計画の見地から現在の4号線と2
号線が5号線と1号線に添って行くと
言う観点から、今琉球政府の果てな立場も現在、
それの変更を期して行きます。

II 審

初めに、審議の款にはお世人が、184年
もかかるといふのを放置すると言うことに対し
て、私も感じます。一応道路をつくらなければならない程度、第1期、第2期と行う
にやむを得ず、普通だと思っております。その点から

この道路は二期工事はずいぶん後、184年にも工事
をそのお放つておくと言ふことに対し、歴然とし
ての姿勢態度に対し、私理解出来るだけの話を
あつたが、一体どう言う計画の後、18年後しか
二期工事は考えないか、今頃はあつた
程度の障害物は少なく済むかも知れないけれど
も、後187年と言ふと、国田はビルが立ちま
す。10階建のビルが立ちまらんといふ
人の方が多いです。しかも道路計画の地域、18
4年にも市人は地主に対し規制を行う、建築規
制をすると言ふことは出来ぬ。市外の外へま
す。まう言ふと、それからすね、市は18年後しか
出来るかと言ふ考え方は出来ぬ。拘束する考へ
がある。

市 長

新築も工事もまう言ふかうの答をしかと思
います。来年の4月か7月は復帰がござります。
市議のまう言ふ都計道路にまさうといふは、個人と
言ふても、1年か禁止が出来ます。しかし復帰に
なります。個人の所有権を市の制限か、或は法に
別。従来の考へ方、規制は出来るかと思ひます。
まう言ふ意味は、市では、これから新しい考へ方
への問題に対し、予算の裏付けがあつた。この問題
は規制しないか、それか、それか、人じやないかと、
一例を挙げると、今公園も規制してあり
ます。しかし今の公園が復帰後、今までの
規制はなくなる。まう言ふと、大きな問題があ
ります。これは、まう言ふと、復帰後は、まう言ふと

これは開放してあげればいいのかんと言ふ方の問題が
出てくる。どうしても今までの市が理想とい
わなければならない。後中身或は後情をいふ。その時長
に於いては実際の市の財政ともおあつてい見通し
のな問題から解決したいのは明らかであるとい
つて。本心からの後情をいふ。相当重要な問題
に対しては。国庫も相当出さなければならぬ。ま
う言う面からいふとも議会の皆様方とも一語に
つた。この問題の解決にあつては行かぬといふ。こ
ういふ言ふ言ふがございよう。

11 番

1977年度の計画をさしおいておると言うことになり
ます。これは現崎間市政といたして。全然計画外だ
と言ふ方がおありです。その時をいふ果て市政
を担当するかどうか。疑問があります。今言ふこと
は。この問題を崎間市政はどう言ふかにとらえて
おるかどうか。先程から話しがございましてけれども
後情になる。これは明らかに懸念を出さなければならぬ
といふことは。全然見通しをたつた。この期工事
もあつた。先程一語にこの政府にも御い
くわいと言ふような所要望もありまして。当然が
その気からいふ。その意思をいふ。さしおいて
る限り。我々は一体どういふ協力出来るかどうか。
非常の疑問があります。と申し上げました。政
府に対しては一朝工事をいつか後案を。東平から
東平まで。これが一語に補助金獲得に協力し
てくれと言ふことは。ある程度は
理解出来る。1978年度にこの計画の計画

ほかいはいのり。さういふふうには、協力出来る
 かと。これは全く矛盾した考え方をありませぬ。
 ほかのりや、それ以上は、もしやう言う協力を求
 めるならば、いつの時頃までかといふこと
 を、いつまでかといふことありませぬ。これやう
 言つて、細い見地を以て、或はどの時頃までか
 といふこと。やういふ人を、ほかのりや、それ
 以上かと思ひます。

市 吏

回答をいふ。本會議は、新都市法が、
 早く施行細則が可決されると思ひます。
 市の時頃、どうも。栗の木の道路、市町村の
 道路から、いつまでか。市の時頃、
 検討し、行ふかと思ひます。

II 審

現時、栗の木の、いつまでか。解決せよといふ
 こと。

新都市法

政府の都市計画法の話しを、ほかのりや、それ以上
 といふ。今後、市町村の仕事に、ほかのりや、それ以上
 といふこと。栗の木の仕事と、市町村の仕事は、ほかのりや
 から、区分されること。新都市法の話しを、ほかのりや
 といふこと。栗の木の話しを、ほかのりや、それ以上
 といふこと。

11 審

一言申し上げます。この道路の建設。第一期工事には非常に必要があります。

特に吾友石一帯の南帯がこの道路を實現するに必要といふ南帯をいふこと、言うことを確信持っておられる。当町の市民の早目に、このつゆをやりたいと言う程の意図があるならば、これは何やらく環球政府或は日政援助と言うことが問題にのつかと思っております。はかり言うことにしよう。或は協力、或は日政援助の獲得の問題にクワイも、バックアップも出来ると思つておられる。早目に具体的な計画を立て、その政府に対する補助金申請を早に出すこと、このこと、この問題に対する意向を語ります。

議 決

予算の日程はこれを終ります。後は1時から町の本会議を開きます。

議 決

- 休憩12時(10分)
- 再開12時(10分)

議 決

一般質問を議題といたします。

議 決

次は石一帯の又吉の弘君の1. 排水道路行政について、この意向を申し上げます。

8 番

排水道路行政にたいし御意向したくと思はし
素案をいたしなさい。本年度土木費に計上され
た予算執行率の概算を執行されたい。また、
本年度の予算に計上されたい。2.1.2 道路の
排水工事の計画。2案相同しく思はす。

建設課長

回答はいたす。40.03%をいふはす。

8 番

お答えはいたす。その数字は土木費の全部を指す。

建設課長

はい。24筋の工事計画はす。
その前に一寸御意向したくありたい。2.1.2
街路にたいしてはせんや。2.2.2 街路にたいして
す。

8 番

はい。先程 建設課長の説明にたいして。2.1
2.4 についてお聞きしたい。2.2.2 について。

建設課長

はい。これは 1970 年 10 月 31 日に補脚金の
交付申請を政府におこなったことについて。
その後、政府の局長とかがおこなったことについて
政府を連及した。現在 都府の方から
お聞きしたい。3.4 について。指令の準備はなされたい。

りておしおしとも、新が申し上げおしおし格にスレて
おのつていおとさうとて、東の5月お6月お指令の
交付お行おとさうとて政府の見解おとさおしおし
お佑お申し上げおす。

お番

お水は5月お6月お指令お出おとさうとてお味
おしおしおすお。同趣おすお。

都計課長

お水、お水都計課長おす。又お詳おす。

お番

お水おしおすお。政府の予算お相当お流用
おの予算項目お変更お言おとさお。今年次お指令
お土木事業お相当おしお水おとさおとてお
お水おしおすお。お言おとさお。省同お市
土木事業お削減おしお可能性おあるお所
おしおすお。

都計課長

削減お申しおすお。お違お方おの削減計
算おしおすお。5月お6月お交付おとさうとてお別
お削減お言おとさお。おお聞おとさお。

お番

お水おしおすお。お次一稿お方おおとさお
可能おとさおとてお言おしおすお。お聞お
全然削減お踏おとさお。

都計課長

不可能だと言ふ答は、私に聞かしては可い。

又

平氏はその面に対し新しい道路の人は如何
きかすかといふ事。それとも一更、その更の
い政府の折衝はそれ、十分なる自信を持つて
行われよう。執行に対し自信を持つて行われ
よう。

平氏

政府の予算の如何なる時莫く対しおしは、何月
と言ふべく対しおしは、憶えたり可い。もし
5月6月の指令を出すと言ふべくはあり可い
がそれに対し、一審問といふのはその問題だ
らうといふ事は、外の事は後述の事も、その先
にいくれと言ふかうは、行くべきは申
して可い可い。

又

その間の事があり可い。その間執行を十分
出来を採る。その体制を早く問題にする。
次に道路行政の問題の如何いふ事だが
我々同志は名の議員もその行政を調査した次第
にございよう。その時にも各行政に之をいふ
問題も上げられたい。一審道路行
政の如何い目にするか。真志若内の道路行政
が非常に悪いという事を感ずる。次は
可い。それに対し、事務局をいふ。どの様な措

置. 又い 今後の対策. 今の辺りどの様に考えたい
 り水が. 和南のイ 懸念に思っています.
 又 市当局から見ると 20行政区から行政に
 診断をさせたいと思っています. 今の診断の結果
 和南は. 20行政区に於いて一番どかが 20行
 政区に和南は. 悪く思っています. 今の
 辺り 和南のイ 懸念に思っています.

年 収

同志議員の皆さんが 20行政区をくまなく調査
 され. 道庁行政に和南は 莫志吾が一番悪く
 なるという事. 和南は 過去 24年の同
 題に及ぶという事. 要するに 莫志吾の折が 軍用
 地があるから 100%を市の予算に
 する事になる.

前年度予算にも 排水の予算と. 水が 乳剤の
 予算と. 今の 莫志吾に 和南は 予算に
 する事に 和南は 折衝して 一応は 和南が
 和南の 意思があるならば. 予算を
 減らす事. 今の 和南は. 和南は 出
 来る様に 努力するからと
 言うから 一応 予算を 減らす
 と言うから 現年度予算に 和南は
 減らす事.

しかし. 今の 和南は どうしても 和南は 工事
 変更も 和南は 議会の 変更も
 あり. 問題は P.O.
 Lの 軍用地と 民用地の 境界線
 と 莫志吾の 性根が 和南は
 和南は 作る. 和南は 構築物
 を 和南は 減らす事. 和南は
 和南は 減らす事. 和南は 減らす
 事. 和南は 減らす事. 和南は
 減らす事. 和南は 減らす事.

のり非常に向題がある。一応莫志署の区民と
相談し、納得のあったらいつか着工しようと言
うふうで考え、進めたい。

特にP.O.Lはターム舗装をゴザいにするが、ターム
舗装というわけになり、許可しないうちにゴザ
いにする。ターム舗装というわけ。向こうからの
アルバはゴザいにする。粉じんや公害がある人
は粉じんを防ぐと、おさえるという意味は、乳剤
がもっと軽い仕事をやるからさすく水というふう
で陳情を出していい。そういうふうの粉じんを粉
じんを防ぐ。地域住民が非常に迷惑をいって
る。そういう意味は、乳剤をさすく水から、い
て許可しないうちに、何回もやり直さ
ないでいい。さすく水と、確答が得られ
ないでいい。これは今度の市会も一応
の手前もけいあり。外にさすく水も
ない。しかし、次年度にやるには、さすく水
という。何回も交済のたし。出来るだけ乳
剤向も血慮は行なう。残さず、排水の面
にやるには、地域住民が話し合をたし
た。今後進めようというふうで、自治会も
納得のいす。ゴザいにする。

8 森

今度市会では、1107号の区民は、相当
努力して、向うの市会もゴザいにする。その一
区民は、敬意を表す。しかし、さすく水
の区民も、さすく水も、その周囲に
も道路らし。道路のさすく水も、さすく水

同時に、又排水関係も、これと並んで排水施設が
 乏しいので、特にこれは厚手の問題もござい
 ますが、5号線から7号線までの各線を一貫通
 する排水の施設を、衛生的にも非常に悪
 く、これを改善する必要があるとございます。

別の行政では大分おあり、その程度の排水関係
 がどうあるかはこれと別問題ですが、非常にど
 ろろろの箇所もございます。又部落内におき
 排水の行き止まりや、行の排水の行き止まり
 があるのは、誠に遺憾です。その点にお
 いて、ぜひ検討をお願いいたします。

市 長

ご承知のことと思いますが、おっしゃる
 ことは、排水の問題も、おっしゃる通り、
 非常に重要な問題です。そのほか、お
 っしゃる通り、排水の施設も、お
 っしゃる通り、非常に重要な問題
 だと思います。おっしゃる通り、
 排水の施設も、おっしゃる通り、
 非常に重要な問題だと思います。

○ 審

現年度のものはおれかしら。追加の森川公園の
線。63号線下流の排水、その外はありませぬ。

都課長

初答を申しあげます。現年度当初予算は如何に
ございませぬ。これは設計をいたしませぬ、現地の地主
の承諾、自治会長の承諾も得られませぬ。さう考
慮の上で、採り準備を進めたいと思ひます。

○ 審

何線ございませぬ。

都計課長

その分が、一応70年度への繰り入れをせよとい
ふの次は如何にございませぬ。約3,200万円に
思ひます。

○ 審

徐々におこなふ事は可能かといふ事は、奥志
喜の排水、大瀬石、琉球銀行支店等も、その近頃の排
水。

課長

休憩11分(1時23分)

再開11分(1時24分)

市 長

あの問題は実は1号線の利用地がござります。
利用地がござります。出来たのは何年か。早く
は、早く排水をいれたい。言うふうには、問題は実際の
排水は上の方から下の方へ流れる。これは板切れ
か、いりんのまが。石がミが深山ありたい雨が降
ると、その穴に流れてのまがござります。今、
一応第一次的にかつての予定していた工事を完成す
れば、そのまがはいつの間にかと云う都計課
の方で現行予定していた工事をいれれば、あ
る程度はまがはいつの間にかと云う見解を進めたい
です。

8 番

一応そのまがはあつてはあつたかと思つて、
後々どうなるかと思つて、11番と云うのも
ござります。一応それはあつたかと思つて、

議 長

進行します。次は6番の稲福の面を1の
面と評します。

6 番

和真志吾の問題をとりかへ、面をいれたいと思
つておりました。8番議員から面がありたい
か、その事はあつたかといふ事、真志吾の
に面をいれたい。その面をいれたいと思つて、面
をいれたい。是非履行進めたい解決策をいれたい
かといふ。要するに、その面をいれたい。その面をいれたい。

112
ゲイ 變同しKのと思ひます。大謝名も起莫しに24
号線沿のオの延長の真栗栗並み我如古34の5号線沿
の側溝がつかい。雨降りの場合附近住民が大変迷惑を
二つむい たりますが、この問題に対しは、終戦後25
年以上の間に歴代の市長はじめ、現市長にいたる
まで全然手を加えいござりませんが、この改善策
に対し立案がありないう説明を願ひたいです。

都計課長

内説明申し上げました。現在この路線は24号線に
なつてい。34号線だと思ひます。単純なク
アセンチのつかい たりますが、この両側溝には
都計課排水の計画はござりません。又過去に何
をいいた。大謝名の自治会が陳情がござりまし
議案もまた採るに言うにこの陳情がござりまし
ていれども、この今後新都計課法の施行が6
月1日からありまう。琉球政府といたし
も。現在これは広域都計課のつくるとい
なり。現在都計課の職員をい 地理調査、或は下
流排水をどうするかと云うに現在栗並み調査
を加えたり段階がござります。

6番

もういっぺんお伺ひ致します。首所清市の新市界
長官時 健康都市とい、宣言して上げり申す来りた
首所清市のと場をい 場合、と場は ~~汚物~~ 汚物
をい つかい 流しにいたる 状態、あれは
健康都市の名に恥じらうとい、は、と思ひます。
大かか、或は、何、か故案病の病原体

17番

私の2番の問題を取り下げ、1番の問題は時
間がある限り、後にお願のしだい、と言う
ふうにお願いしよう。

議 決

次の11番の安次富盛信君の養鰻事業への
意向を許す。

11番

養鰻事業への意向をいれよう。おの進め
たりするに3の養鰻事業もあり、当初の計
画と併し進めたりする。1度、それからシラス
の問題への意向、契約と併し執行出来るかど
うか、その意向を伺う。

農林課長

お答えしよう。当初の計画と併し進めたりする
かどうかについては、当初の設計を変更し、14月の
ずれがあり、その14月向はずれを併し
おの進めたり。2番目の意向を伺う（おの進めたり
思ひよう）。

11番

シラスの問題への意向、計画と併し、契約と併し
執行されるかどうか。

農林課長

シラスの問題については、併し併し400万円入る、併し併し。

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 154_1e

養正園原
一般蓮向

150-10

11 春

これは、当初梨節した方がいかにしたか、
シラを輸入する相平方、これは当初と全然変り
せん。梨節した相平は。

農林課長

お答をします。勘定書の通り進めたいと思います。

11 春

そうしますと、当初ある方が考えたいところ
の品質、そのおりの人々言います。種類
も、当初皆さんが注意したものが来
たいと思います。

農林課長

当初のシラを考へ方も、問うのはシラ
の確保をいふ必要の分を400
と確保すると言ふこと
は、しらすの品質、
言うことも、
具体的には、
考へたいです。

11 春

この課合のことは、
説明は、
説明は、
説明は、

農林課長

本土産を輸入すると言ふことは、
今度の日本情勢を
日本全体の
10ト位の
諸外国からのシラを輸入
は、
由すか

と云ふは、日本産のシラネを御繩に引くものは
どう人の出来かといふ状態もあり得る。

11 番

どういふ水が、契約通りあるか方は執行しては
ないか。どういふ水が契約違反してはいないか
か。議会の新しい皆さんが本土産を入れる。もし
本土産のよういふ水といふふうにして、或は水
を了承して取り出す。議会では、水を取り果して
執行してはいないか。その契約がどういふといふ
理由、水から相手方は本土産を入れる人だとい
ふ約束があったはずであり得る。いかなる理由
か。こちらが約束した。祭壇の品物が、変換した
品物が入る水といふことである。その問題
が解決するんじゃないか。

12 番

問題といふは、本土産の引くものがある。水
が引かれる。どういふ水が、必要の分だけ
のからいも確保する。どういふ水が、進められ
たかと思ひます。

勿論、その前に水が引かれる。その水が、台湾の
からいも、必ずしも本土産じゃないかといふこと
は、その水が、進められた。

11 番

私も水が引くもの御繩に、或は同市に入れる
シラネの本土産があるといふ。その水が、進められた。

受ける。議会は了承し和らぎます。しかしながら、
このこのこと、変わらぬこと、ぜひの産物です。
ぜひの国の産物です。

市 長

伊達又産物。

II 番

伊達又産物。やうして本土産と伊達又産の
違いはぜひありやう。

市 長

本土産と伊達又産の場合、伊達又産の方が安
いという和らぎます。そのわり本土産の場合は、本
身産物から予想の3分の1も上がります。やい事が
当初計画したときは、日本全国に数百キロしか
上がらないと予想してありやう。

II 番

じや官庁へ入るための話しを進めれば段階
を和らげ、はなまり言つて本土産の3割を輸入する
人だと言う話し合が官庁へ入るやうな思
ひやう。やれはやれ和らぎます。

市 長

本土産が和らぐ本土産入る。産物産の養護
のため、いかにせよ和らぎます。和らぎます。責任
を和らぎ。

11 番

私が聞かすのは、本土産を輸入するのと
言う話し合いは、その方がどうか。契約の段階や
或は官庁への話し合いの過程に於いて、これは
何れも産地も無いし、ヨーロッパ産も無いし、或
は要すれば、台湾産も無いと言う様な考え方を持
てたりする。

キ 友

根本的には本土産をどう扱うか、どうして
時差に於いて採捕出来るのかと云う事だ。

11 番

私が聞かすのは、契約する場合は、金額も
いくら、シラスの種類はどれと云うか、それを決める
事は出来ない。

ただ、その数量、数量に於いて契約の時に
と云う事だ。

キ 友

契約の場合、その時差の取引相場をあるから
決めるに決まると云う事は、折らぬ事は出来
ない。

11 番

いや、私が言うのは、品物の問題でござい
ます。単なる値段と、その数量の問題でござい
ます。品物の、いくら、数量はいくらと、云う事は
出来ぬ。それは、思いますが、その場合は、な
りません。

本 頁
数量は 200 枚

II 番
400 枚とす

本 頁
400 枚とす

II 番
和の調子に 103 のは、数量に 1 の品
が 1 枚も入る。
契約の中は 103 のとす。記憶し 103 枚
に 1 のは 103 枚とす。その相対方は 103
の対数は 103 枚とす。品数は 103 枚
とす。その値段は 103 枚とす。契約
の成立したとす。その相対数は 103 枚
とす。契約の段階は 103 枚とす。

本 頁
契約とす。その相対数は 103 枚とす。

II 番
勿論、協定書は契約とす。その協定書と
す。その相対数は 103 枚とす。その相対数は
103 枚とす。その相対数は 103 枚とす。
その相対数は 103 枚とす。その相対数は
103 枚とす。その相対数は 103 枚とす。

うき方ば、巧かつたはずです。ありうたか。
これは首肯ベースの話し合いの中にとりいす。能対
相のいれや産を言うのは、聞かして取りよせんし、あ
りまも日本産だ。本土産だ。聞かして取りよ
せんか。どうか。はかりしごとく下さる。
この契約の中に入す。或は前定書の中に入す
はず。例え産と言うべきか。あつたか。どうか。
巧かつたら巧かつた。或はあつたらあつた。いれ
ず。相の聞か違ひか。取りよせん。

市長

いれ本土産をいれ取りよせん。その
時業や。どつちも採捕出来る。外国産を
入れた額がどつちも。それのどつちも、日産
額からいれ取りよせん。

II 番

どつちもどつちも。当初議会の承諾を得た
事項に入す。若干實際の實施。或は執行の面
では大分違ひ来たり取りよせん。それに対して、そ
の事實。何故か。その辺は、一応聞く額が
どつちも。それは、その言う協定書がどつちも
いれどつちも。一方的に本土産のほうから
いれどつちも。反し、それを送り来た。言は
れどつちも責任はどつちも取りよせん。

市長

別に責任はどつちも思ひます。

11 番

しかしめんでは、本土産を輸入するに、本土産を
入れたいというふうな約束をしない限り、本土産は
あまり取れないから、イタリヤ産をやり出すと言
うのは、これはどっちかが品質の上
に協定違反になるんじゃないかと思っております。

中 途

品質の問題は、中興にたいしては、解決
するまいけど、市にたいしては、どうも新しい
事業があるから、本土産が高すぎるが、実際に中
興の状況に適した中興にたいしては、高くなる場合
には、高く売れるから、又は台湾産にする。イタリ
ヤ産が実際にたいしては、解決しないと思っております。
その値段にたいしては、本土産の場合には高い。その外は
安い。板にたいしては、30ドルから50ドル、30ドル140
ドルを買った場合、約半額。その30ドルが中興にたい
しては、実際にどれくらいか売れるか。5月の末にたいして
は、今後の養蚕の所産センターにたいしては、結果が
解決しないと思っております。

11 番

私の結果論を言いたいわけじゃない。又値段の問題
も言いたいわけじゃない。現時点では、既に協定違反を
している。Aと言う品物を登録した人が、Bと言
う品物を売っている。いいえ、いいえ。内地の業者が
売っている。よくその手を取ってやるから、よく
よくその手を取ってやるから、信頼する
と言っている。それは、いいえ、いいえ。それは、いいえ。
それは、いいえ。

12
おのい 絶対に信頼が出来ると言うふうなことを
はつきり市役は、本会議で言いたいおつもりです。
その一極限は どういふふうと一極品物は出く
るも 協定書の中、日本産であると言うことがあ
る以上は、その理由をいふ、おつた品物を送
ると言うからには、その問題があるはずおありす。
その一、もしこれが本土産お称か 思うふうの結果
が生ずる場合、意図してこの成果が生ずる場
合に一体、その責任はどちらにあるかおすね。
佐野洋市にあること、これは、あるのは又茶注先
にあること、その人々を今の時業おはつたお
いふらうお思ひます。市役も余 社のほうに
お譲りして出してあげれば、解らうおと、どつた
ほうにおおと。この場合は結構おはう。
もし、悪い場合 補にある業者からお聞いお
ります。その外国産、何れか、フランス産お解
りおせんおと、それがお人おたかお当初茶
注した品物お比べおと、比較おはらうお位お
下しておと。品物もその極限からおしてお分
考おはらうおと。もし、これはお思ひ称か成績お生
ずる場合、この悪い品物を送ったことその責
任お備わらうおと、それをどういふおとと言う称か
お考おはらうおと、おたかおその市に責任おある
おと、お思ひおつた。市役の考お方をはつきりお
聞いお願いおとと思ひます。

市 役

これはお分 検討おはらうお思ひます。

11 審

木の間の1の2は、検討するよりも思
ひます。審査した品物以外の品物が来たと言うことは
総論、私にはあくまでも問への対応で、問への
責任だと言うふうな考えは取りませんが、市役はそうは
考えないので。

市役

我々としては、問への対応が主の人だから、どう
しても確保したいと言う意味は感じないからと思っ
て取りました。

11 審

市役 対応がある。2の1は考え方の要はなしと
思います。問への話し合い、官庁ベースの過程
に1の1は、あくまでも本土産を官野湾市に入れろ
と言う枠の話し合いがなされた。私記憶して取
り出す。1も拘りも送った品物は全然相談品物
と変わった品物が入って来ると取り出す。

これは正しい。やり取り認めざるを得ないという立場
にある。市役の考え方があつたから、或はあ
くまでも、当初話し合った審査した2の3の品物を
送るべきである。言う枠の考え方に立っていいから
でしょう。

市役

どう言うことを言ったら読解があるかと取り寄せ
人の商売と言っている。物販の相手は信用し、そう
意味は成ると思っております。今後の場合にも、

知しきものがたから産科済のためにはどういふ確保
 すると言ふ意味はよくわかんじやない。一回切りの
 商売じやない。これは研究所らしい。あつちの障
 害や弊害があると思ひますが、その言ふことを乗り越
 せよ。実際に住民にわかる場合は、経験からこの向
 題があると思ひます。今後の対しは、この
 言ふ面を十分検討し進めたいと思ひます。

11 番

大にこの商売は、信頼の上をとりくみをして
 下さる。信頼の上をなされば、こちらが弊害した
 ものをかきぬ。それがないと、弊害したものを
 送らな。これはこの商売であり、信頼にわかる
 商売だと。我々は常にその言ふことの過程をたど
 って来たいと思ひます。これは私の考えである。信頼
 の商売であり、弊害品物と変わった品物を送らな
 ります。しかし私は信頼のわかる商売と言は
 りたいと思ひます。その場合のことは、市役が信
 頼したいならば、私は教える。これは否定的に
 言はん。むしろ私が持っているのは、いい
 ことです。協定した。約束した。その取引の品物を
 送らなあるから拘ります。その言ふ理由には、変
 わった品物を送ったと言ふ場合、その責任はかきぬ
 どちらにあるかと言ふことを聞きたいと思ひます。
 これは商売明瞭であります。それこそ明確にする
 必要がある。

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 164_1e



辛 亥

10ヶ月ほどおりにありませう。だからシラスがあれ
ば、本土産のシラスが十分に使える。当然 二つは
はりのいりませう。それより下部の方の土が
良くておきやすい。十分確保出来ると思ひませうが
現在沖縄に於いて 實際にシラスの問題は人工
ふたでも出来るが、難しい問題ではありませう。

11 番

これは、冗談です。

辛 亥

採掘が少なくて冗談です。

11 番

今採掘の問題もありませんけれども、これは^お
のちが、辛亥の政策ですが、施策を議会の換
の審議を言うにも拘ります。シラスが^おろしく輸入
してあげられるので、言う=とて大急ぎで、十分
の審議をしていこう、その事業は議決されてお
りませう。それと我々が十分調査したところから
おらぬ資料を十分、我々は信頼して、シラスも
どういふシラスの一本 宜野湾市に適しているかと
このシラスの^お向違ひの^おと^お言う^おの^お確信^おも^おて^お
一筋は議決されたはずにありませう。その^お特^お同^お時^おの^お
期限^おと^お言う^おのは、ごく^お中^おの^おに^おあり^おませう。

この問題が11月にあるが、おらぬと、9月12月
にある。シラスの入る人だと言う^お杯^おは^おを^お聞^おか^お
れておらませう。その^お間^お、^お由^おの^お、14月^おの^お、24月^おに^おあり

可也。その1ヶ月。2ヶ月の間は皆様にいはるが
ペースの間は70日ばかりのシブク品車、が
どう言うシブクかと言うふうには、10も高の旅費を
かす。ゆえゆえシブクの調査研究もなされて来て
ります。そのついで来てその資料に基づいて、こ
ちらは大々大とて。言うふうには、こちらは
得たかと言うことは、一応議決もしてはあり
ます。にも拘らず、日本内地を採捕が出来た
のかと云う程の理由のせいで、こにも出て来
ません。従って、この問題に対しては、いざ
という程の問題が検討されようと思
います。現時点では、先程から念を押し
協定違反、新東違反、というふうには、
相手の方に責任があるかというふう
に解釈していい訳です。

※ 史

本411は、その方には考えられる。一応
この問題に対しては、あくまでも、信用
ペースの間に、シブクの間に入る
たかという考え方をとって
ります。

|| 審

誤解じやないかと。どう言う品物
をやるか。新東をしながら、こ
ちらから外に出ると。入
りたか。言う程には、早
17受ける側も受ける側も、
やるといふ。容易にが
私に受ける側かという
ふうには、我々の間は、別
に何なりと。別々の側
から、その側から、さ
ういう間には

もありません。又皆二人もその資料の一言も
 説明の段階に入らずに和りません。あつて本
 産に。又本産は本産に和りません。新条件
 に和りません。那帝の困難から富野漢字は、その果は夫
 の口息を和りません。言ふにせよ、その和りません
 言ふ方に我々は見え和りません。又南の和りません
 言ふ言ふにありません。もしその(難取不能)
 甲種 或は又成種 或は又その和りません
 階に。その当初計画に和りません。いれません。計画
 に和りません、その成果を十分達成出来る場合の
 責任は、どちらにその責任があるの。変わつた品物を
 出したとてその責任があるの。或は又その言ふ言ひ
 計画をその和りませんの方向に、富野漢字に責任がある
 のか。その和りません現時果は和りません市の考
 え方を南に和りません。相手方に和りません。その責任
 の所在を和りません究明出来るにせよ考へられ
 ません。その和りません一踏に和りません。その問題
 に。責任の所在を和りませんせよ和りません。言ふに
 和りません和りません。もしその和りません品物を
 送つたために富野漢字のいせせの欠損を受け
 或は又計画に和りません事業の成果が上りません
 場合は和りません。当向も譲合も一踏に和りません。相手
 方にその責任の逆を和りませんせよ和りません言ふに
 逆の譲合の要旨もありません。
 和りません和りません和りません和りませんありません。

平 次

何回も甲しとせよとせよ。我々を和りませんせよ
 ません。本産と和りません和りません。和りません和りません。

しがたが巧い。どうして自由野濱の主人だか、
如何のう方怯をこゝも責任をもちたりか、と
言ふ事の方にかゝりたり。

11 番

迷り走はせぬ事。

市 長

甲斐の事。

11 番

シハの迷り走はせぬ事。

農林課長

和谷の事。静岡の焼津市内にござります。

11 番

焼津市内。和谷の迷り走はせぬ事、と
言ふ事。

農林課長

和谷の事。

11 番

和谷の迷り走はせぬ事、と
言ふ事。

農林課長

静岡の焼津市内にござります。